

令和8年度

松原市立高見の里小学校

いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、まさに人権に関わる重大な問題です。

また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする未然防止に、全ての教職員だけでなく、家庭や地域とも連携して取り組んでいかなければなりません。

本校においては、学校教育目標の柱を

- ①学ぶことを大切にする
- ②自分も他人も大切にする
- ③心と体の安全を大切にする

の3点をめざす子ども像にかかげ、児童が周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っています。その取組が、成果を上げているかについても、定期的に検討していく必要があると考えています。

上記のような認識のもと、本校いじめ防止基本方針を定めます。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（参照：いじめ防止対策推進法第2条）

【いじめ防止等の対策のための組織】

(1) 組織名〔いじめ防止対策委員会〕

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒支援部長、人権教育担当、不登校担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、(学級担任、学年付き教員)

(3) 組織の役割

ア いじめの未然防止
イ 年間計画の策定
ウ いじめの相談・対応窓口
エ 校内研修の企画・計画的な実施
オ 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し
カ その他

(4) 防止等に係る校内研修

・「いじめ対応セルフチェックシート」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を活用し、
日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深める。

(5) 取り組み状況の把握と検証

・定期的に「子ども理解会議」を開催し、児童の実態・学級の状態の交流を行い、いじめ、不登校など、様々な問題行動、集団づくりに関する情報交換を行うとともに、指導方針を協議する。
・学期に一度、「なかまづくりアンケート」を行い、いじめ、不登校の未然防止のために、いじめにつながる兆候を把握するとともに、年間計画に位置づけて実施する取り組みの効果を検証する。
・いじめが考えられる事案が起こった場合、いじめ防止対策委員会を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握等を行う。
・年間を通して実施された取り組み、起こったいじめを検証し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針等の見直しを行う。

【いじめ防止及びいじめ防止及びいじめ認知後の対応】

① いじめ防止に関する基本的な考え方

・いじめの未然防止の観点を大切にし、児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係の構築により社会性ある大人へと育むために、家庭・地域とも連携して、継続的な取り組みを行う。

・学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、人間関係を構築する能力の素地を養う取り組みを進める。

② 未然防止、早期発見のための取り組み未然防止、早期発見のための取り組み

・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる可能性があること認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に認識し、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する関わりを持つよう努める。

③ いじめ認知後における早期対応

・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うよう努める。

・教職員の共通理解の下、必要に応じて関係機関等と連携し、対応に当たる。

・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

・発見・通報を受けた教職員は直ちに、管理職、生徒支援担当者に情報を共有する。その後は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、当該児童に対し、支援を行う。

・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行うが、いじめられる側にも原因があるという考え方は誤りであるという大原則のもと、児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

・迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや職員の守秘義務について伝え、できる限り不安を除去するよう努める。

・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう支援し、環境の確保を図る。

・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察経験者など外部専門家の協力を得る。

・いじめの解消については、相当の期間（少なくとも3ヶ月）においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守るとともに、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせること誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ ネット上のいじめへの対応 ネット上のいじめへの対応・

・ネット上の不適切な書き込み等については、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

・未然防止・早期解決の観点から、市教委等、関係機関と連携した対応に努める。

・ネットサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメール等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育

を学校全体で系統的に進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解・啓発を求めていく。